

引受事務要領

<p>受付方法</p>	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) インターネットによる受付 https://www.picom01.jp/PICOM/pages/sample-index.jsp</p> <p>(2) e - m a i l による受付 operator@isemikawapilot.jp</p> <p>(3) F A X による受付 (名古屋 : 0 5 2 - 6 5 1 - 2 2 8 7) (四日市 : 0 5 9 - 3 5 7 - 3 3 6 8)</p> <p>(4) 電話による受付 (名古屋 : 0 5 2 - 6 5 1 - 9 1 1 1) (四日市 : 0 5 9 - 3 5 2 - 6 8 1 8)</p> <p>(5) 事務所の窓口における受付 (所在地 : 〒455-0033 名古屋市港区港町 1 番 9 号) (所在地 : 〒510-0051 四日市市千歳町 3 7 番地 埠頭ビル 3 階)</p>
<p>受付事項</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類</p> <p>(2) 船舶所有者 (水先法第 3 条) の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻</p> <p>(4) 輸出免税等 (消費税法) 該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他利用者から得た特別な事項</p>
<p>当直表</p>	<p>会員の休養時間及び休日確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。</p>

<p>受付条件</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。</p> <p>1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合</p> <p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の24時間前までに申し込みされたものであること。</p> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する船舶運航係留基準に適合したものであること。</p> <p>2. 水先人の選任について利用者から要請がある場合</p> <p>(1) 次のすべての要件を満たすものであること。</p> <p>イ 当該要請が水先開始予定日の前々日の11時59分までに、申し込みされたものであること。ただし、同時刻を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。</p> <p>ロ 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけでなく、次の中間接続時間を含めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベイ業務においては、昼間4時間・夜間8時間とする。 ・ハーバー業務においては、昼夜を問わず2時間とする。 <p>ハ 水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになることにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。</p> <p>ニ 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する船舶運航係留基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。</p> <p>ホ 2名の水先人の乗船を要する船舶については、操船業務を担当する水先人のみを当該要請の対象とすること。</p>
-------------	---

	<p>(2) ベイ業務については、前 (1) の要件のほか、次の要件を満たしていること。</p> <p>イ 当該要請があった水先人が水先開始予定時刻にハーバー当直に入直していないこと。ただし、当該水先人が当該要請に応じることにより他のハーバー業務に支障を生じない場合は、この限りではない。</p> <p>ロ 水先人の休養時間を確保するために、当該要請日の前々日の 12 時 00 分以降に別の業務を開始した水先人は、当該要請を受けることができないものとする。</p>
<p>会員への連絡</p>	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。</p> <p>(1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先人の休養時間の確保その他の事情を考慮して遅滞なく、会員に連絡するものとする。</p> <p>(3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他確実な手段により行うものとする。</p>